

# 新規就農者育成研修実施要領

NPO 法人九州エコファーマーズセンター

## （目的）

第1条 NPO 法人九州エコファーマーズセンター(以下「九州エコ」という)は、新規に農業法人に就職就農を希望する者に対する実践的な農業法人研修の機会を通じ、農業法人の幹部社員及び地域農業の担い手となる人材を育成・確保することを目的に事業を実施する。

## （実施事項）

第2条 この事業において、研修生に対し、次に掲げる研修を実施する。

研修受入機関（研修受入農業法人及び農家）による農畜産物等の栽培・肥育技術及び農畜産物の加工、流通、販売等ならびに農業経営に関する実務研修。

九州エコ並びに関係機関等が実施する研修会等による農業及び農業経営に関する技能・知識等の修得研修

その他、九州エコが必要と認めた研修、先進農業研修など

## （実施期間）

第3条 研修の期間は、1年間ないし2年間とする。

## （研修生申込要件）

第4条 この事業の対象者は、新規参入者、他産業からのUターンの農業法人等就職就農希望者や独立就農希望者であって、次の要件を満たすものとする。

研修開始日における満年齢が原則18歳以上、55歳以下であること。

研修終了後、農業法人に就職および就農することが見込まれていること。

## （定員）

第5条 研修生の定員は、1年間10名程度とする。

## （研修申込手続）

第6条 研修生となることを希望する者は、別途定める「研修申込書」を、九州エコに提出する。

## （研修生の選考審査）

第7条 研修生の選考は、次の手順によって実施する。

事前実習：当該事業希望者は、農業に対する適性を把握のため、九州エコの会員農家にて「事前実習」(5日間～10日間程度)を体験するものとする。なお、事前実習を受ける際に、体験者は一定額を支払うものとする。

第一次書類審査：「新規就農者育成研修生選考委員会」にて第一次書類審査を実施し、一次合否結果を、申込者に九州エコより通知する。

面接審査・合否決定：実習後、1年間にわたる研修の意思表示をした者に対し、「面接審査」を実施し、九州エコ理事長が合否を決定する。

合否結果は、申込者、研修受入農業法人・農家に九州エコより通知する。

なお、選考審査に当って研修申込者と受入農業法人・農家の親族関係が3等親以内の場合は研修生の対象としない。

#### (研修受入農業法人・農家要件)

第8条 研修生を受け入れ、実習研修を実施する研修受入農業法人・農家は、次の要件を満たすものとする。

将来、農業法人の幹部候補として育成、確保していく必要性を充分理解しており、その意思が高いこと。

農業生産技術や農業経営及び農畜産物の加工、流通、販売等に対する豊かな技能を有し、研修生に対する指導、教育、相談が可能な人材を有していること。

研修生に対し、適宜、相談、指導、助言等の研修生管理を行える体制があること。研修終了後、可能ならば引き続き社員として受け入れることや農業法人の系列農家の一員として育成する意思があること。

九州エコの会員農家(会員農業法人及び会員農家)であること。又は、速やかに会員農家(会員農業法人及び会員農家)として会員登録できること。

#### (研修受入農業法人・農家の選考)

第9条 研修受入農業法人・農家の選定に当って、別紙「研修受入農業法人・農家登録申込書」に基づき、決定する。

#### (研修受入農業法人・農家の研修)

第10条 研修受入農業法人・農家に対し、研修成果向上のために、次の研修会を実施する。

事前研修：研修生受け入れ前に、研修生受入心構え等の徹底をはかるための研修を実施する。

レベルアップ研修：研修生の研修状況、研修課題と対策の協議とあわせて研修受入農業法人・農家のレベルアップをはかるため、研修中間に研修を実施する。

#### (事業推進業務)

第 1 1 条 九州エコは、この事業を潤滑に推進するため、次に掲げる業務を行う。

研修生の募集事務

研修生の募集・選定の調整

研修生の募集及び選考審査

研修受入農業法人・農家の募集事務

研修受入農業法人・農家の募集・選定の調整

農業法人研修の調整

研修指導専門員による研修の巡回指導

相互交流実習の調整

研修生及び受入農業法人・農家に対する集合研修の企画・立案・調整

関係補助事業等の事務

県、地域振興局、市町村、JA、農業関係機関等との事業調整

その他、事業実施に必要な事項

（経費負担金）

第 1 2 条 この事業に必要な経費は、次に掲げる負担金等をもって充てるものとする。

研修費(研修生)

受入農業法人・農家の負担金

九州エコの負担金

その他、企業等からの寄付金等

（その他）

第 1 3 条 この要領に定めない事項については、九州エコの理事会で協議のうえ、理事長が別に定める。

（要領の改廃）

第 1 4 条 この要領の改廃は、理事長がこれを行う。

附 則

1. この要領は平成 22 年 1 月 10 日から施行する。
2. この要領の一部を平成 24 年 2 月 28 日改訂し、施行する。